（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が四十平方メートル以上であること。

（削る）

（削る）

二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三　当該工事をした住宅の床面積が四十平方メートル以上であること。

四　（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三　令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四　令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

四　租税特別措置法第四十一条第二十一項第三号に該当するもの　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

五　租税特別措置法第四十一条第二十一項第四号に該当するもの　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。

イ　令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認（ロにおいて「建築確認」という。）を受けたもの

ロ　租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一項第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三　当該工事をした住宅の床面積が五十平方メートル以上であること。

四　（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三　令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四　令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。